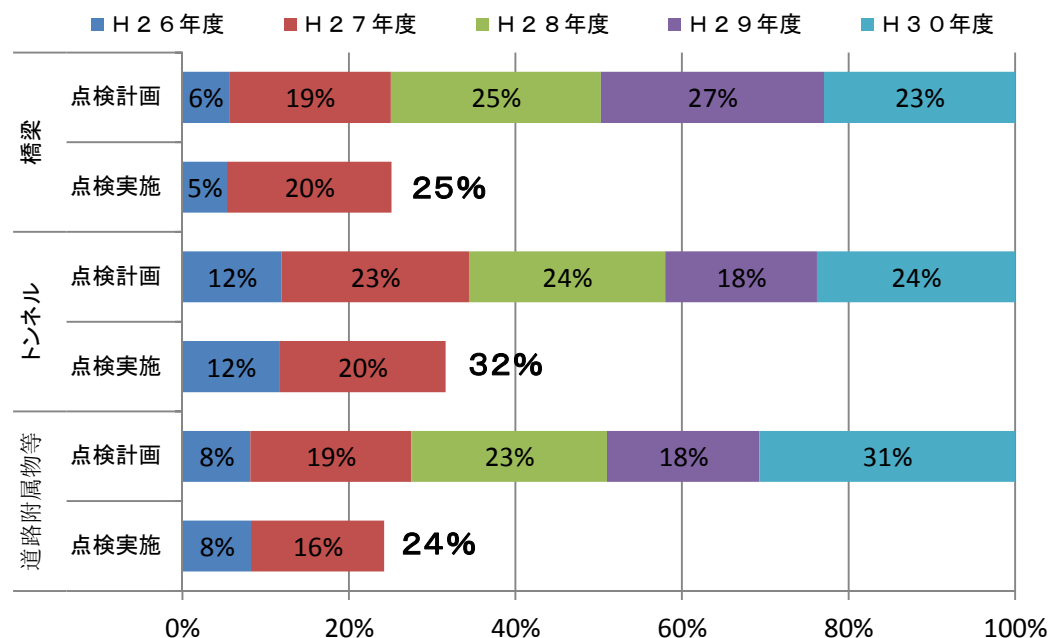


平成27年度点検の進捗状況（新潟県）

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は全ての橋梁・トンネル・道路附属物等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定
- 平成27年度までの点検実施率は、橋梁約25%、トンネル約32%、道路附属物等約24%
- 橋梁は概ね計画どおり進捗中であるが、トンネル、道路附属物等は計画を下回っている状況



■ 橋梁の点検方針 ■

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防、ならびに、路線の重要性の観点から、以下の橋梁については、最優先で点検を推進

- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- 跨線橋
- 緊急輸送道路を構成する橋梁

【平成27年度 点検状況】

道路施設	管理施設数	点検計画数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施率
橋梁	23,305	1,302 4,505	1,247 4,581	25%
トンネル	413	47 89	48 86	32%
道路附属物等	1,463	117 276	121 227	24%

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合があります

【平成27年度 橋梁点検状況(管理者別)】

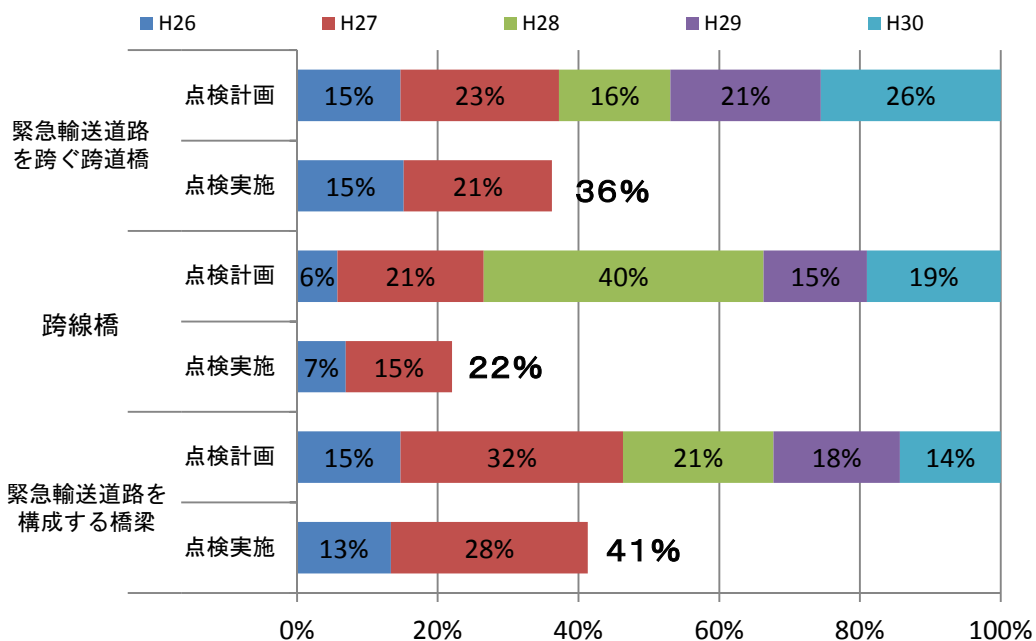
管理者	管理施設数	点検計画数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施率
国土交通省	1,664	145 355	145 337	29%
高速道路会社	1,084	223 172	224 175	37%
地方公共団体	20,557	934 3,978	878 4,069	24%
合計	23,305	1,302 4,505	1,247 4,581	25%

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合があります

橋梁点検の進捗状況（新潟県）

- 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約36%、跨線橋約22%、緊急輸送道路を構成する橋梁約41%であり、緊急輸送路を構成する橋梁、緊急輸送路を跨ぐ跨道橋に比べ、跨線橋の点検進捗割合は低い状況
- 今後の点検計画が確実に実行できるよう、鉄道事業者と調整を図る。



【平成27年度 橋梁点検状況（最優先で点検すべき橋梁）】

橋梁状況	管理施設数	点検計画数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施率
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	356	53	54	36%
		81	75	
跨線橋	245	16	17	22%
		58	37	
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,507	655	601	41%
		1,404	1,238	

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

平成27年度点検速報（橋梁）

○平成27年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が1橋（0.02%）あり、また判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は1048橋（22.9%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は2249橋（49.1%）

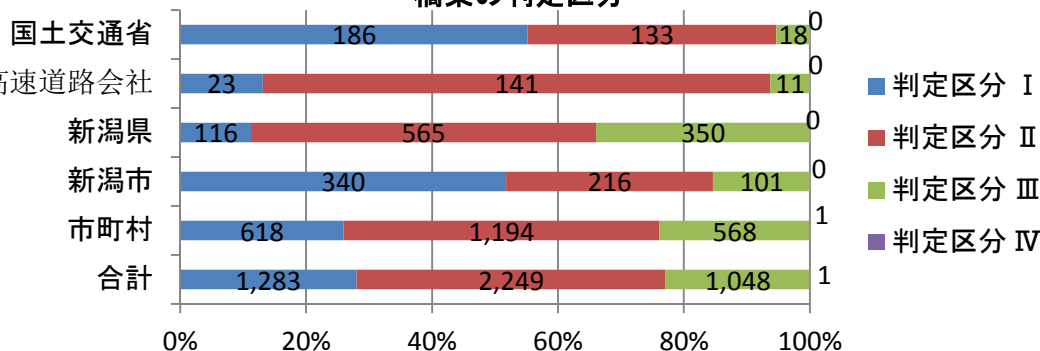
平成27年度 管理者別点検速報（橋梁）

	橋梁数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,664	337	186	133	18	0
高速道路会社	1,084	175	23	141	11	0
新潟県	3,978	1,031	116	565	350	0
新潟市	4,038	657	340	216	101	0
市町村	12,541	2,381	618	1,194	568	1
合計	23,305	4,581	1,283 28.0%	2,249 49.1%	1,048 22.9%	1 0.02%

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

橋梁の判定区分



橋梁点検結果の概要

- 国管理施設は、判定区分Ⅰ・Ⅱが約9割であり、比較的健全度が高い傾向にある。
- 高速道路会社は判定区分Ⅱが約8割であり、予防措置段階の橋梁が多い。
- 新潟県・新潟市ならびに市町村は、早期措置判定区分Ⅲが約2割～3割あり、早期措置段階を迎えている橋梁が多い傾向にある。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳは、市管理橋梁で1橋

平成27年度点検速報（トンネル）

資料2

○平成27年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は68本（79.1%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は18本（20.9%）

平成27年度 管理者別点検速報（トンネル）

	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	47	14	0	2	12	0
高速道路会社	88	28	0	7	21	0
新潟県	208	36	0	3	33	0
新潟市	14	7	0	6	1	0
市町村	56	1	0	0	1	0
合計	413	86	0 0.0%	18 20.9%	68 79.1%	0 0.0%

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

平成27年度点検速報（道路附属物等）

資料2

○平成27年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0基（0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は106基（46.7%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は75基（33.0%）

平成27年度 管理者別点検速報（道路附属物等）

	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	437	43	1	9	33	0
高速道路会社	395	115	43	57	15	0
新潟県	455	63	2	6	55	0
新潟市	100	0	0	0	0	0
市町村	76	6	0	3	3	0
合計	1,463	227	46 20.3%	75 33.0%	106 46.7%	0 0.0%

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

判定区分Ⅳの施設は、既に通行止を実施していた橋梁である。

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
魚沼市	ホソノハシ 細野橋	市道守門13号線	1962年	主桁の鉄筋露出

○トンネル他、点検対象施設

該当なし

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋 梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置
魚沼市	ホソノパン 細野橋	市道守門13号線	1962年	主桁の鉄筋露出	撤去(予定)

○H10年頃、職員のパトロールにより老朽化が著しいことが判明し、代替の国道もあることから通行止にしていた橋梁。

○今回、損傷の進行を確認するため点検を実施。

○現在、今後の対応方針(撤去)について、調整中。

通行止め状況



全 景



主桁の鉄筋露出

